

港区放課後児童育成事業業務委託

運営事業候補者募集要項

「放課 GO→おだいば」

港区教育委員会事務局生涯学習推進課

1 募集の趣旨

港区では、児童の自立性、社会性、創造性を育むとともに健全な成長を図ることを目的に、児童の居場所づくり事業「港区放課後児童育成事業」（以下「放課GO→」という。）を実施しています。本事業では、児童が授業終了後、区立小学校の教室や校庭、体育館等を活用して、安全・安心な環境の中で、さまざまな体験活動を行う場を提供しています。

放課GO→の運営については、区民サービスの向上と安定した事業運営を図るため、専門の事業者へ委託します。

児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、児童や保護者の視点に立った良質なサービスを提供できる事業者を募集します。

2 放課GO→の事業概要

小学校の施設を活用し、小学生（1年生から6年生）に放課後等の活動の場を提供し、児童の健全育成を行います。

(1) 対象児童

当該事業実施校に在籍及び実施校学区域内に在住の小学生

(2) 活動場所

小学校内に設けた放課GO→室および学校から使用を認められた校庭及び体育館、教室

(3) 活動時間

小学校下校時から午後5時

長期休暇等の学校休業日は午前9時から午後5時

(4) 活動内容

児童への遊び、学習、スポーツなどの機会を提供します。

地域の方々の協力を得た活動（例：茶道教室、将棋教室など）や、児童が社会とのかかわりについて学べる活動（例：環境教室など）を実施します。

3 所在地及び施設概要（平成28年6月現在）

所 在	施設概要
放課GO→おだいば 港区台場1-1-5（お台場学園港陽小学校内）	RC小学校校舎2階会議室 放課GO→室 88.39㎡

4 委託期間

平成29年4月1日（土）～平成34年3月31日（木）

5 委託内容

別紙「資料2」仕様書のとおり

6 参考事業規模額

23,800,000円程度（消費税込）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。（上記金額を超える見積書の提出はできません。）

7 事業関係資料

- 資料1 港区放課後児童育成事業実施要綱
- 資料2 放課後児童育成事業仕様書
- 資料3 放課GO→について
- 資料4 放課GO→運営体制（イメージ図）
- 資料5 放課GO→おだいば登録児童数・参加児童数
- 資料6 施設平面図

8 応募資格

本件プロポーザルに応募する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、以下の要件を満たすこととします。各要件は、希望申請日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中及びプロポーザルによる選考後契約締結日までの間において各要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 港区競争入札参加資格有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）第2条に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）第3条に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 選考委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は精算人となっている法人その他団体でないこと。
- (5) 法律行為を行う能力を有しない者でないこと。
- (6) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (7) 国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体でないこと。

9 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

事項	日程	時間
募集要項の配布	7月1日（金）～29日（金）	午前9時～午後5時
事業者説明会・現地視察の受付	7月1日（金）～5日（火）	午前9時～午後5時

事業者説明会・現地視察	7月6日(水)	午後4時～
質問書の受付	7月11日(月)、7月12日(火)	午前9時～午後5時
質問への回答	7月14日(木)	午後5時
応募申込・運営提案書受付	8月1日(月)、2日(火)	午前9時～午後5時
第一次審査(書類審査)	8月中旬	指定時間
第一次審査通過事業者通知発送	8月下旬	指定時間
第二次審査(ヒアリング、プレゼンテーション)	9月上旬	指定時間
事業候補者の決定(内示) 選考結果発送	9月中旬	指定時間

10 事業者説明会・現地視察の開催

(1) 日時・場所・内容

日時：平成28年7月6日(水) 午後4時から (1時間程度を予定)

*受付は午後3時50分から

場所：港区立お台場学園港陽小学校 国際科室(港区台場1-1-5)

内容：放課後児童育成事業「放課GO→おだいば」事業委託について

※視察時における注意事項

- ・駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。
- ・会場の様子をカメラ、ビデオ等で撮影をする場合、個人情報保護の観点から、児童等の顔や氏名が特定できるような撮影は禁止します。
- ・児童への質問や、学校運営の妨げになるような行為はしないでください。

(2) 参加申込方法等

①参加申込方法

別紙1「説明会等参加申込書」に必要事項を記入して、生涯学習推進課生涯学習係あてに持参もしくはFAXで送付してください。参加者数は会場の都合上、一社2名以内でお願いします。

視察申込書に氏名の記載がある方のみが視察の対象です。

申し込み内容に変更等がある場合は、必ず事前に生涯学習推進課までご連絡ください。

②受付期間

平成28年7月1日(金)～5日(火) (最終日は午後5時まで)

11 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

別紙2「質問書」に質問の要旨を簡潔にまとめて、生涯学習推進課生涯学習係まで持参またはFAXで提出してください。

(2) 受付期間

平成28年7月11日(月)～7月12日(火) 午前9時から午後5時

(3) 回答の方法

事業者説明会に参加した全事業者へ、7月14日(木)にFAXで一斉に回答します。

12 応募の手続き

(1) 提出物

- ①応募申込書類、②運営提案書を別に綴じて提出してください。
 ③提案書内容等概略は、電子メールにてデータを送信してください。

① 応募申込書類

表紙に「放課GO→おだいば応募申込書類」と記入の上、A4版タテで横書き、12ポイントで作成（所定様式が定められているもの、パンフレット類を除く）し、バインダーに左綴じにして、目次をつけるとともにページを付してください。カラー印刷、イメージ図、写真の使用等は可とします。

提出書類	記入上の注意
1 受託事業者応募申込書	所定の様式 ＜別紙＞第1号様式
2 定款又は寄付行為	最新のもの
3 法人登記事項証明書	応募申込み日前3ヶ月以内に発行されたもの
4 印鑑証明書	応募申込み日前3ヶ月以内に発行されたもの
5 決算書等	(1) 直近3年間の決算書類 （様式自由） (2) 納税証明書（直近1年以内） 事業年度の法人税（その1）、法人事業税、消費税（その1） (3) 直近3年間の確定申告書の写し 別表一（一）、別表二、別表四、別表五（一）（二）
6 事業者概要	(1) 事業者の概要（パンフレットでも可） 以下の様式自由 (2) 事業経歴・実績 (3) 事業者の基本的事項 ・代表者の履歴書 ・役員の構成・氏名、社員の構成（正・契約・パート） (4) 現在運営している類似施設または類似事業に関する資料 ・施設の運営状況 ・事業内容・規模 ・職員配置等の状況、施設の構成 ・敷地面積、床面積

■提出部数－9部

- ＜内訳＞・ 1～6を1部作成し、表紙に事業者名を記入してください。
 ・ 6を8部作成し、表紙に事業者名を記入しないでください。また、事業者名及び事業者を特定する事項の記入はしないでください。

■ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることがあります。

② 運営提案書

表紙に「放課GO→おだいば運営提案書」と記入の上、A4版タテで横書き、12ポイントで作成（所定様式が定められているもの、パンフレット類を除く）し、バインダーに左綴じにして、目次をつけるとともにページを付してください。カラー印刷、イメージ図、写真等の使用は可とします。なお、書類の不備は、審査時の減点対象又は失格の対象となる場

合がありますので、ご注意ください。また、下記の1～6の提出書類には、それぞれ枚数制限を設けておりますので、提出する際はご注意ください。

提出書類	内 容
運営提案書	所定の様式 ＜別紙＞第2号様式
	以下所定の様式を使用すること
1 運営基本理念 A4：2枚(各項目1枚)	(1)放課後児童育成事業運営をするにあたっての基本的方針 (2)児童の健全育成についての考え方・取り組み
2 管理運営 A4：9枚(各項目1枚)	(1)職員体制等 ①責任者・施設長等職員の配置体制（配置数、常勤、非常勤の別、施設長の経歴） ②勤務体制（通常期、長期休業日等の配置及び勤務体制表） ③バックアップ体制（当日の職員の不測の事態への対応、欠員補充等） ④採用要件 ・採用資格、実務経験 ・雇用形態別賃金、健康診断等、保険等の加入 (2)人材確保及び育成 ①人材の育成方針（要員の接遇能力や専門知識の向上等） ②研修体制（研修体制・期間と内容の具体的提案） (3)個人情報保護 ①個人情報の適切な取り扱いに対する取組みと個人情報漏洩防止策 ②発生した場合の対応策等 (4)苦情解決・苦情処理体制
3 安全対策・危機管理 A4：10枚以下	(1)児童の怪我、事故発生時等に的確に対応する仕組み (2)児童の健康管理に関する具体的かつ効果的な取組み (3)地域性等を考慮した児童の送りについての具体的な取組み (4)不審者など緊急時の対応と体制 (5)地震、火災発生時など災害時の対応と体制
4 事業内容 A4：10枚以下	地域特性を十分に理解し、以下の各項目について記載すること。 (1)児童の発達段階に応じた効果的・魅力的な事業（運動含む） (2)学校の方針に基づいた児童に対する適切な対応及び児童に関する情報共有の方法 (3)円滑な事業運営のために保護者との信頼関係を構築する取組み (4)家庭、学校、地域、近隣施設等と連携、協力した効果的な取組み (5)社会状況に対応した、児童の健全育成に対する積極的・柔軟かつ先駆的な取組み
5 類似事業の受託実績 A4：3枚以下	
6 受託に関する経費 （見積書） A4：2枚(各項目1枚)	(1)人件費（職員数、常勤・非常勤別の職員の時給単価を明示すること） (2)運営費

■提出部数－ 9部

- ＜内訳＞・ 1部は表紙に事業者名を記入してください。
- ・ 8部は表紙に事業者名を記入しないでください。また、事業者名及び事業者を特定する事項の記入はしないでください。

① 提案書内容等概略

別紙3「港区放課後児童育成事業放課GO→おだいば提案書内容等概略」に記入の上、電子メールにてデータを送信してください。

件名：放課GO→おだいば提案書内容等概略データ送付（事業者名） 提出期間：平成28年8月2日（火） 午後5時まで

*電子メール送信後は、必ず電話等で送信した旨をご連絡ください。

(2) 提出書類の受付方法・受付期間

①受付方法 持参

②受付期間

平成28年8月1日（月）、2日（火）午前9時から午後5時

* 7月27日（水）から7月29日（金）の午前9時から午後5時までに 必ず電話予約の上、来所してください。

* 受付の際は、提出物の確認のため約1時間程度要しますのでご了承ください。

(3) 応募に関する留意点

①区外事業者の参加について

区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会拡大を図る取組を推進しております。区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則「区内事業者と共同すること」としてしています。やむを得ず、区外事業者単独で参加があった場合、区内事業者には一次審査における評価点の5%（小数点以下切り上げ）を加点します。

＜複数事業者による共同事業体を結成する場合の参加申請方法＞

共同事業体を結成し、参加申請する場合は、適切な名称を設定のうえ、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な書類に加え、次の書類を提出してください。共同企業体を構成する、すべての事業者が別に示す応募資格条件を具備していることが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めません。

提出書類

- ① 共同事業体構成書（様式3-1）
- ② 共同事業体協定書兼委任状（様式3-2）

なお、区内事業者とは、以下のとおりです。

- ・ 港区内に本店をおく事業者
- ・ 港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日24港総契第2801号）で定める事業者

②ワーク・ライフ・バランス推進企業への評価について

区では、港区男女平等参画行動計画の方針に基づき、選考において、事業者におけるワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進状況について、第一次評価における評価項目としています。これにあたり、以下に該当する企業は一次審査における評価点の5% (小数点以下切り上げ)を加点します。

- ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業（港区の制度）
- ・東京ワークライフバランス認定企業（東京都の制度）
- ・くるみん認定、プラチナくるみん認定企業（国の制度）

③区職員等との接触について

この要項の公開日以降、施設見学会等、区が提供する機会を除き、選定委員、区職員及び本件関係者に対して、本件提案に関する（質疑を含む。）接触はできません。

やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となる場合がありますので、ご注意ください。

④著作権

応募申込書類及び運営提案書の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、区は事業予定者の公表等が必要な場合には、応募申込書類及び運営提案書の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

⑤提出書類の扱い

区に提出された書類は、理由を問わず返却しません。

⑥重複提案について

応募団体につき、運営提案書は一つとします。

⑦応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合には、辞退届（別紙4）を提出してください。

ただし、第一次審査の通過以降は、辞退することはできません。

⑧応募費用

応募や選定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

⑨区が提供した資料の取扱い（委託内容、学校の平面図等）

区が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに、第三者に対して、これを使用させること、又は、内容を提示することを禁止します。

⑩追加書類の提出・ヒアリングの実施

区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めます。

13 事業候補者の決定方法

事業候補者は、放課後児童育成事業「放課GO→」運営事業候補者選考委員会の審査に基づき決定します。

- ① 第一次審査は、応募者より提出された書類（４～６ページに記載の「応募申込書類」「運営提案書」及び「提出内容等概略」）について、書類審査を行い、第二次審査の対象とする事業候補者を決定します。
- ② 第二次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。施設長候補者も、必ずご出席ください。プレゼンテーション及びヒアリングでは、12（1）で提出した資料の範囲内でダイジェスト版を作成して行ってください。
- ③ 最終的な事業候補者は、第一次審査、第二次審査の総合評価で決定します。
- ④ 第二次審査終了後に、第二次審査の結果を第一次審査通過事業者へ通知します。その他詳細については、適時お知らせします。

14 契約関係

- (1) プロポーザル方式による選考後、事業候補者と業務内容、契約条件等について協議します。事業候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を進めることとします。
- (2) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年3月31日規則第6号）第39条の2の規定に基づき、港区業者選定委員会要綱（昭和43年7月29日43港総財第491号）第1条に定める港区業者選定委員会の議を経ます。なお、審議の結果により、契約を締結しない場合があります。
- (3) 運営の詳細については、事業開始前に区と事業候補者で協議し決定します。また、事業開始後も適正な運営を図るため、区と事業者は定期的に協議を行います。
- (4) 契約期間は仕様書のとおりですが、契約履行期間中に学童クラブ併設の放課GO→クラブとなった場合は、予算規模や業務内容が変更となるため、契約変更になる場合があります。

15 提案内容の公表

選定された事業者の提案内容については、契約締結後に港区ホームページで結果を公表します。プロポーザル参加者は、事業候補者となった場合には、提出書類を公表することを了承のうえ、本件プロポーザルに参加するものとします。

16 提出先・問い合わせ

港区教育委員会事務局生涯学習推進課生涯学習係

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所7階

電話 03-3578-2742

FAX 03-3578-2749

メールアドレス minato31@city.minato.tokyo.jp